

### 3 . 地域公共交通総合連携計画の目標

---

#### 3 1 . 基本方針

地域公共交通総合連携計画における基本方針は、以下のとおり設定する。

**方針 1** 公共交通不便地域の解消

**方針 2** 公共交通の利用促進

#### 3 2 . 計画目標

地域公共交通総合連携計画の基本方針をもとに、計画目標を設定する。

**目標 1** 公共交通不便地域における持続可能な公共交通サービスの提供

公共交通不便地域の解消には、各地域の特性や住民の要望をふまえるとともに、道路幅員の状況、既存バス路線との関連などを考慮し、質の高い、きめ細かな公共交通サービスを提供していくことが重要である。

また、提供する公共交通サービスの運行を維持・継続していくには、交通事業者の採算性や住民・行政の協力など、持続可能な運行方式や形態を選択していくことが必要となる。

そこで、公共交通不便地域の解消においては、持続可能な公共交通サービスを提供するための基準や仕組みづくりを目標とする。

**目標 2** バス等公共交通機関利用者数の増加

公共交通、特にバスの利用促進を図るには、バスの定時性の向上やバス路線の適切な配置などにより公共交通の利便性や信頼性を向上させていくことが必要である。しかし、道路の整備や拡幅などの施策は、コストや時間的な面から制約が大きいだけでなく、渋滞の緩和により、さらに自動車の増加を招く可能性もある。

そこで、公共交通の利用促進においては、道路等のハード整備に依存しない公共交通の利便性向上策の導入等による、バス等公共交通機関利用者数の増加を目標とする。